

事務組織の改編に伴う関係諸規則等の整理に関する規則

平成20年10月 2日 制定
平成29年 3月30日 最終改正

第1条

この規則において、事務組織の改編に伴う関係諸規則等とは、規則、規程、細則、内規、要項、要領、基準、申合せをいう。

附 則

この規則は、平成20年10月2日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。